

第8号議案

「親子でプログラミング体験会！」の後援名義の使用について

上記の議案を提出する。

令和6年2月6日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

別記様式第1号(第6条関係)

文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

令和6年1月10日

文京区教育委員会 殿

申請者(申請団体) NPO法人ツナグ

住所(所在地) 埼玉県さいたま市中央区上落合8-13-4

代表者名 (ふりがな) やまぐち ゆうた
山口 勇太代表者連絡先 荒井 茜
(事務担当者) 048-816-4231/090-7843-9122

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・後援名義を使用したく、
申請します。

記

事業名	親子でプログラミング体験会!	
共催又は後援名義等の使用を必要とする理由	参加されるお子様や保護者様により安心して体験頂くため、また広く周知させて頂くため、チラシやポスターに後援名義の記載を入れさせて頂きたいです。	
実施期間	令和6年 2月 25日(日) から 令和6年 3月 17日(日) まで (2 日間)	
実施場所	文京シビックホール 会議室	
事業内容	目的※	・プログラミング教育の訴求 ・親子での思い出作りに貢献 ・地域や各家庭での教育格差を減らすため
	内容	マインクラフトエデュケーションを使用したビジュアルプログラミングを親子でご体験頂きます。また、質疑応答を通してプログラミング教育に関する疑問や不安を解消します。小学校での取り組みなども説明します。
	対象者	区内在住または在学の小学生とその保護者 (参加予定人員 280人)
	参加費	1組あたり1000円 (タブレットレンタル代・教材費として)
他団体の共催、後援等(申請中、承認済の別)	なし	
備考	同イベントを他市区町村でも行っており、各地域の教育委員会様よりご後援を頂いております。詳細は資料をご確認ください。	
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに 同意する		

※「目的」は、「教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

【収支予算書】

令和6年1月8日

収入支出予算書

収入の部

項目	内容	金額
参加費徴収	お子様1人あたり1,000円の参加費を徴収(全220組)	220,000円
補填	NPOからの補填	65,000円
	合計	285,000円

支出の部

項目	内容	金額
印刷費	チラシ、ワークブック印刷代	50,000円
広告費	ネット広告費用	30,000円
会場費	会場使用料	30,000円
外注費	講師、顧客サポート、チラシ仕分け作業(外注)	50,000円
郵送費	チラシ郵送費用	15,000円
機材費	タブレット費用	50,000円
教材費	ワークブック、カリキュラム制作費用	50,000円
備品代	消毒液、文房具、タブレットカバー等	10,000円
	合計	285,000円

※参加費徴収で足りない分の支出に関しては、NPOから補填いたします。

NPO法人ツナグ
〒338-0001
埼玉県さいたま市中央区上落合8-13-4
アファブル上落合1階
TEL:048-816-4231

特定非営利活動法人ツナグ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ツナグ という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市中央区上落合8丁目13番地4アファーブル上落合102に置く。

(目的)

第3条 この法人は、埼玉県を中心に日本全国の子どもたちに対し、最先端のICT教育による学びの提供を行い、次世代を担う子どもたちの未来の創造および、社会貢献に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 情報化社会の発展を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 科学技術の振興を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 次世代教育に関する講習会・イベント開催事業
 - ② 次世代教育に関する情報配信事業
 - ③ 次世代教育に関する大会運営事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2. 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3. 代表理事は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の1以上の議決により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
- (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を代表理事とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 代表理事は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況若しくは法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第17条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(役員の報酬)

第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

第4章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。)

その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 会員の除名

(10) 事務局の組織及び運営

(11) その他運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。
- (3) 第14条第4項第4号に基づき監事から招集があつたとき。

(総会の招集)

- 第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から5日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

- 第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の3分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。
- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(総会における表決権等)

- 第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
 - 3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。
 - 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数(書面等表決者及び表決委任者の場合にあってはその数を付記すること。)
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面若しくは電子メールにより同意の意思を表示したことにより、総会の決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から5日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第37条 各理事の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面等表決者にあってはその旨を付記すること。）

- (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業に関する会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算是、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立の日までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
- 3 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 社員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の3分の1以上の承諾を得なければならぬ。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の1以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 雜則

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

(施行細則)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事 山口勇太

理事 赤須友美

理事 三井翔平

監事 荒井茜

3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和4年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和4年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

設立趣旨書

1 趣 旨

グローバル社会が進む昨今、英語やプログラミングなどを初め、子供たちの学びにも多様化が増えてきている。また世界の先進国に比べ日本は遅れをとり、このままでは次世代のイノベーションに追いつけず、グローバル社会で生き残ること厳しい現状である。

については私たちはこれまで株式会社として行ってきたプログラミング教育事業を基盤とし、子どもたちに次世代教育を楽しんで学んでもらえるイベント活動等を行い、社会貢献活動としての事業を開拓していくことを考えています。

2 申請に至るまでの経過

- 2017年4月～ : SmileMe株式会社にてプログラミング事業部を設立
- 2017年7月～ : プログラミング教室運営を開始
- 2018年3月～ : プログラミングの魅力を広めるためにSmileMe株式会社にて
子ども向けのイベント事業部の設立・運営開始
- 2018年7月～ : 関東を中心とした小・中学校からICT教育やプログラミング授業
の専門家として招待を受け講演会やレッスンを行う
同時期から学校の先生向けプログラミング教育なども受け持つ
- 2019年7月～ : 埼玉全域の小学生を対象として、各教育委員会・企業の後援
のもと「SAITAMA DRONE CHALLENGE」を開催
- 2020年7月～ : 各学校、行政、企業の協力のもと、ICT活用の発展を目的とした
オンラインイベントを定期的に開催し、日本全国の各家庭にて
タブレットやパソコンを活用したオンライン環境の設定、
特別ワークショップなどを実施。 子どもたちの学びの遅れを
懸念、NPO団体の設立の決意
- 2021年4月～ : NPO法人格取得の相談・設立要件確認
準備会（発起人会）を実施／定款、事業計画の案を作成

令和3年4月13日

特定非営利活動法人 ツナグ

設立代表者

氏名 : 山口勇太

役員名簿

特定非営利活動法人 ツナグ

役名	氏名
理事	山口勇太
理事	赤須友美
理事	三井翔平
監事	荒井茜

イベント運営者名簿

名前	役職名	住所
山口 勇太	理事	埼玉県白岡市西18-14
赤須 友美	理事	埼玉県川越市岸町1-23-5-105
荒井 茜	監事	埼玉県春日部市梅田3-19

特定非営利活動法人ツナグ
〒338-0001
埼玉県さいたま市中央区上落合8-13-4
アファブル上落合1階

TEL : 048-816-4231

令和5年度事業計画書

特定非営利活動法人 ツナグ

1 事業実施の方針

プログラミング教育・SDGsを含めた次世代教育に関する情報提供や各種イベント・講座の開催及び協力、ICT活用やネットリテラシーの問題を考えるため、身近なところからできる環境改善の啓発活動などを展開する。

また、学校やモールにて特別ワークショップを受託し、来場者への次世代教育の認知度・スキル向上、興味を持ってもらえる事業の企画運営を行う。

2 事業の実施に関する事項（2023年04月01日～2024年03月31日）

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期日時	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数	支出見込み額(千円)
①次世代教育に関する講習会・イベント開催事業	1：学校での先生むけ講習会	2回	学校等	職員1名	学校の先生	20
	2：学校やモール、地域でのワークショップ	3回	学校等	職員3名	地域住民	600
②次世代教育に関する情報配信事業	1：ホームページの修繕・運営	通年	事務所	職員1名	不特定多数	120
	2：イベントチラシ作成・配布	通年	事務所	職員1名	不特定多数	
③次世代教育に関する大会運営事業	1：プログラミング大会の企画	1回	モール等	職員6名	不特定多数	1000
	2：オンラインコンテストの開催・企画	通年	事務所	職員1名	不特定多数	360

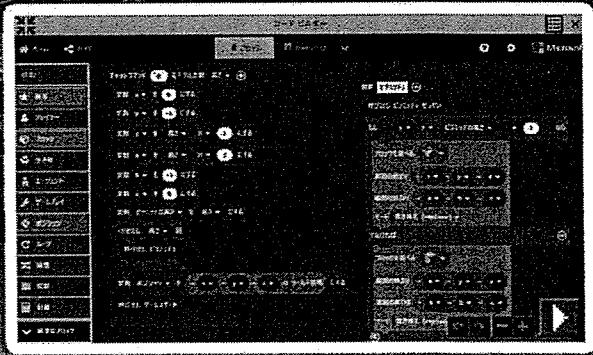
初めての プログラミング体験！

遊んで
学ぼう！

©Minecraft

「マインクラフト」を活用したビジュアルプログラミングを親子で学べる
体験会です！全世界で大人気のゲーム「マインクラフト」でプログラミング
に挑戦してみませんか？

マインクラフトで
ビジュアルプログラミング！



2月25日(日)・3月17日(日)

時間 ①9:30～ ②10:30～ ③11:30～ ④13:00～ ⑤14:00～
⑥15:00～ ⑦16:00～ (各回約45分)

会場 文京シビックホール 会議室1&2

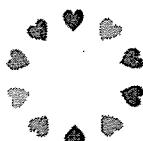
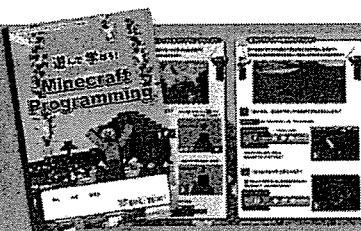
(東京都文京区春日1-16-21 文京シビックセンター3F)

対象 小学生（保護者様同伴でご参加ください）

参加費 1名 1,000円 定員 各回20組

ご予約・詳細は
こちら

参加者全員に
オリジナルワークブックを
プレゼント！



NPO法人 ツナグ

URL <https://www.tsunagu.style>
MAIL npo.tsunagu.info@gmail.com.



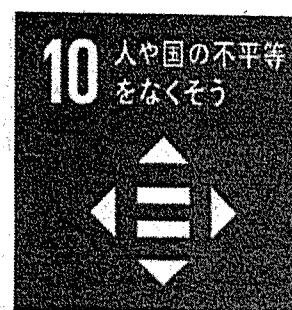
LINEでお気軽にお問合せください！

LINE ID @tsunagu0818

TEL 048-216-4231

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



【説明】2023 未来プロジェクト

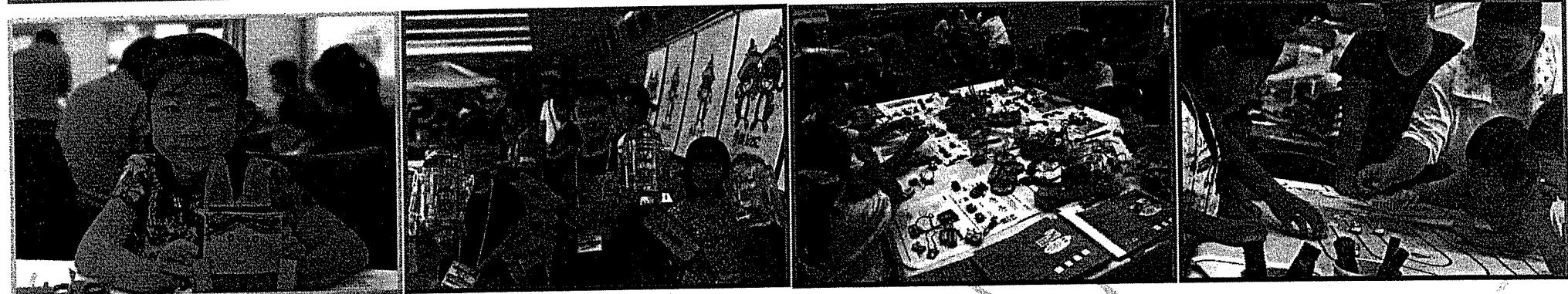
子ども向けプログラミング教室・イベント

NPO法人 ツナグ

お陰様でプログラム体験 50,000人達成！



16



NPO法人 ツナグ



NPO法人ツナグ：コンセプト

『子どもたちの未来のために』

私たちのイベントや活動を通して、
子どもたちに未来の生きる力を身につけて欲しいと考えております。

イベントでは小中学校で始まるプログラミング教育を親子で体験していただきます。
小学校でも導入されているスクラッチ（プログラミングソフト）を活用し、
ビジュアルプログラミング（ブロックを活用したプログラミング）の学びを深めます。

実際の小中学校での授業例や最新のプログラミング教育を共有することで、
新しく始まるプログラミング教育のイメージを掴んでいただきます。
イベントを通して身近にあるプログラムの理解を深めていきます。

NPO法人ツナグ 定款抜粋

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ツナグ という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市中央区上落合8丁目13番地4アファブル上落合102に置く。

(目的)

第3条 この法人は、埼玉県を中心に日本全国の子どもたちに対し、最先端のICT教育による学びの提供を行い、次世代を担う子どもたちの未来の創造および、社会貢献に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 情報化社会の発展を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 科学技術の振興を図る活動



(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 次世代教育に関する講習会・イベント 催事業
 - ② 次世代教育に関する情報配信事業
 - ③ 次世代教育に関する大会運営事業



NPO法人ツナグ 設立趣旨書

#1：趣旨

グローバル社会が進む昨今、英語やプログラミングなどを初め、子供たちの学びにも多様化が増えてきている。また世界の先進国に比べ日本の教育は遅れをとり、このままでは次世代のイノベーションに追いつけず、グローバル社会で生き残ること厳しい現状である。

については私たちはこれまで株式会社として行ってきたプログラミング教育事業を基盤とし、子どもたちに次世代教育を楽しんで学んでもらえるイベント活動等を行い、社会貢献活動としての事業を展開していきたいと考えています。

2 申請に至るまでの経過

2017年4月～：SmileMe株式会社にてプログラミング事業部を設立

2017年7月～：プログラミング教室運営を開始

2018年3月～：プログラミングの魅力を広めるためにSmileMe株式会社にて
子ども向けのイベント事業部の設立・運営開始

2018年7月～：関東を中心とした小・中学校からICT教育やプログラミング授業の専門家として
招待を受け講演会やレッスンを行う 同時期から学校の先生向けプログラミング教育なども受け持つ

2019年7月～：埼玉全域の小学生を対象として、各教育委員会・企業の後援のもと
「SAITAMA DRONE CHALLENGE」を開催

2020年7月～：各学校、行政、企業の協力のもと、ICT活用の発展を目的としたオンラインイベントを
定期的に開催し、日本全国の各家庭にてタブレットやパソコンを活用したオンライン環境の設定、
特別ワークショップなどを実施。子どもたちの学びの遅れを懸念、NPO団体の設立の決意

2021年4月～：NPO法人格取得の相談・設立要件確認
準備会（発起人会）を実施／定款、事業計画の案を提出

2021年5月～：NPO法人格として日本全国でイベント活動を実施中

NPO法人ツナグ 役員一覧

代表理事：山口 勇太

一言：未来教育、プログラミング教育の発展のため、
イベントを通して子どもたちに楽しんで学んでもらえる環境を作り、未来に繋がるキッカケを生み出したいと考えております。



理事：赤須 友美

一言：ロジカルシンキングを身につけることで、
普段何気なく行っていることにもプログラミング思考が応用できると
気づいてもらえるキッカケを提供し、将来の発明家たちに繋がればと思います。

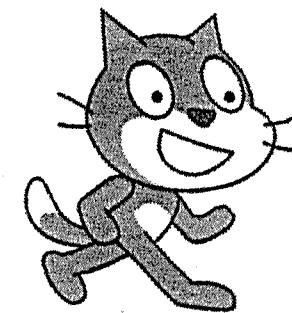
理事：三井 翔平

一言：自分自身大人になってからプログラミングを学びましたが、
学ぶことの楽しさを提供し、未来の可能性をツナグことができればと思います。

監事：荒井 茜

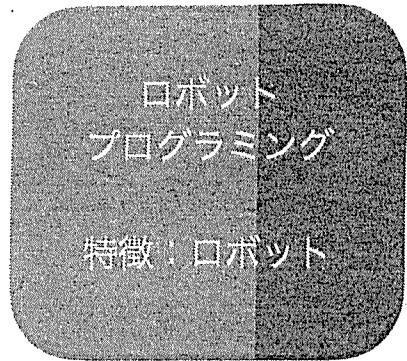
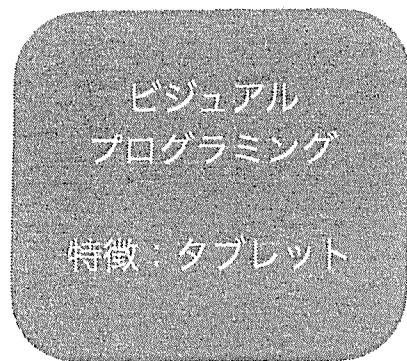
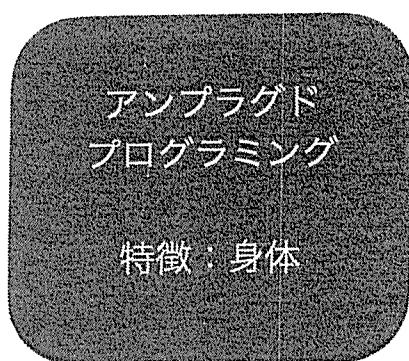
一言：子育てをしている中で、未来の子どもたちに役立つ何かを
繋げていければと思います。

プログラミング教育



プログラミング教育の補足

- ▶ 2020年からいよいよ小学校で始まったプログラミング教育。コロナの影響もあり残念ながらスムーズには始まりませんでしたが、オンライン教育への注目が高まると同時にICT教育、特にプログラミングの授業はより教育の現場で注目をされております。理由の1つとして、プログラミングの授業を通して、子どもたちが自然とパソコンやタブレットに触れ合うことで家庭での受講をスムーズにすることもあります。
- ▶ プログラミングは『プログラミング』という科目ができるわけではなく、様々な教科の中で一緒に学ぶことになります。学校により、科目や内容などが変わってきます。実際に小学校の8割で使われるのは、タブレットを活用したプログラミング学習で、ビジュアルプログラミング（スクラッチ）が多いです。私たちは小中学生を対象にスクラッチイベントや、普段触れる機会の少ないロボットイベントなど様々なコンテンツを行っております。



補足資料

NPO法人ツナグ：コロナ対策

コロナ対策

先生、生徒、保護者様を含め下記を徹底いたします。

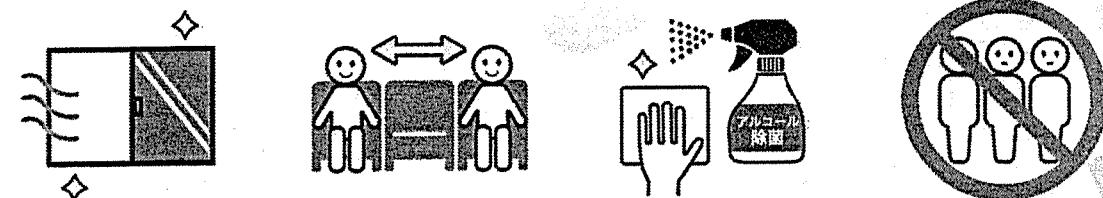
- ー マスクの着用
- ー アルコール消毒
- ー 体温チェック
- ー 会場の換気・消毒
- ー ソーシャルディスタンス
- ー 入場制限

開催予定日に緊急事態宣言が重なった場合等、イベントを中止もしくはオンライン開催に変更する可能性がございます。

間隔をあけて
お並びください
マスク着用に
ご協力ください
手指消毒に
ご協力ください
検温に
ご協力ください



定期的な換気を行っています
間隔をあけてお座りください
定期的な消毒を行っています
入場制限を行っています





自分の限界を超える

可能性は無限大

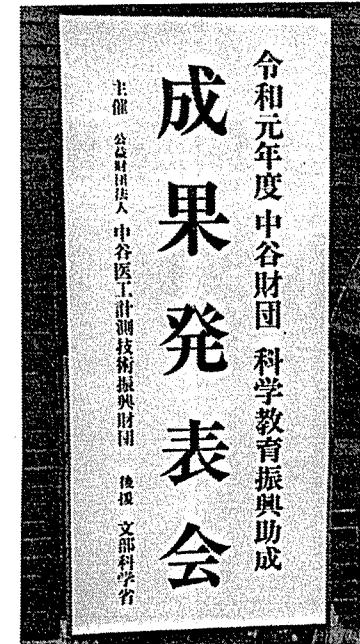
小／中学生向けプログラミングコンテスト

日本全国、世界中の子どもたちと切磋琢磨し、入賞を目指せ！

プログラミング教育：補足

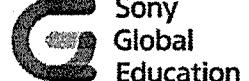
▶ 東京都台東区忍岡小学校と連携し、1年間をかけてプログラミング授業を行いました。5年生の理科の授業では今話題のSDGsを考慮したスペシャル授業を実施。『プログラミングを通して考える、海のゴミ問題』をテーマで活動し、2019年12月に東京大学にて行われた成果発表会では、小学校～高校まで集まる中から、見事に奨励賞を獲得しました。

27



協賛・協力・後援

協賛・協力：（一部企業抜粋）



後援：（一部地域を抜粋）

東京都 江東区・大田区・新宿区・三鷹市・東大和市・府中市・小金井市

埼玉県 さいたま市・久喜市・所沢市・志木市・伊奈町・深谷市・ふじみ野市・毛呂山町・ときがわ町

千葉県 千葉市・鎌ヶ谷市・流山市

神奈川県 鎌倉市・相模原市・川崎市

群馬県 渋川市・太田市・前橋市・東吾妻町・吉岡町

栃木県 那須烏山市・真岡市・日光市

福島県 郡山市・須賀川市

新潟県 長岡市

愛知県 名古屋市

沖縄県 読谷村

イベント実績

- ▶ 埼玉県：モールでのイベント（子ども180名参加）：日本工業大学
- ▶ 茨城県：モールでのイベント（子ども250名参加）：フジテレビ
- ▶ 千葉県：モールでのイベント（子ども150名参加）：イオンモール
- ▶ 埼玉県：モールでのイベント（子ども150名参加）：ドコモ
- ▶ 岩手県：モールでのイベント（子ども150名参加）：イオンモール
- ▶ 東京都：小学校でのイベント（子ども250名参加）：NPOアフタースクール
- ▶ 東京都：ホテルでのイベント（子ども300名参加）：ホテルニューオータニ
- ▶ 埼玉県：春日部市クリエイティビイベント（子ども300名参加）：春日部市＆ドコモ
- ▶ 埼玉県：自治体でのイベント（子ども200名参加）：久喜市
- ▶ 東京都：特許庁でのイベント（2日間、親子で6000名参加）：特許庁
- ▶ 埼玉県：モールでのイベント（子ども180名参加）：ウイルスバスター
- ▶ 埼玉県：自治体でのイベント（子ども200名参加）：川口市
- ▶ 滋賀県：ボートレース場でのイベント（3日間、親子で3000名参加）：ボートレースびわこ
- ▶ 千葉県：図書館でのイベント（親子で200名参加）：千葉テレビ
- ▶ 沖縄県：モールでのイベント（親子で130名参加）：ドコモショップ

その他にも様々な学校や地方自治体、企業での実績がございます。

教育の現場～自社教室まで行っているので、本物の教育を教えることができます。

令和6年1月10日

確認書

文京区教育委員会 殿

住所（所在地）

埼玉県さいたま市中央区
上落合8-13-4

申請者（申請団体）

NPO法人ツナグ

代表者名

山口 勇太



文京区教育委員会 共催・後援名義を申請するに当たり、文京区教育委員会
後援名義等使用承認要綱を遵守し、以下の行為は行いません。

1 営利を目的とした行為

（物品の販売、会員の勧誘、営利目的事業の宣伝・チラシ配付等の行為）

2 政治的又は宗教的な行為

3 その他委員会の教育方針等に反する行為

仮に違反した場合、後援名義等使用承認要綱に基づき、後援名義使用の承認を
取消されることを了解しています。